平成２３年（フ）第３００号
奈良市東九条町253番地の６
債務者　玉越　郁也
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２８号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｄ13―201号
債務者　稲田　憲治
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３４０号
奈良市西登美ヶ丘２丁目Ｆ１番503号
債務者　大橋　真吾
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
松江市比津町144番地12
債務者　岡　　信夫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８３号
松江市幸町824番地　ニューコーポ幸町303号
債務者　工藤なみ子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３９号
山口県下関市大字伊倉258番地１　グランドパレス新下関Ⅱ―410号、前住所北九州市八幡西区馬場山緑８番22号
債務者　田口　和弘
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
宮崎市高岡町下倉永552番地14
債務者　粟田　陽子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１１号
宮崎県日南市天福２丁目３番12　スカイヒルズマンション101号
債務者　藤本由紀子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
宮崎県小林市北西方203番地３
債務者　大久保由香里（旧姓八重尾）
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１２３号
宮崎県都城市乙房町1516番地３
債務者　清水　敦子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１３２号
宮崎県日向市大字財光寺4026番地１
債務者　米澤　早苗
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２４４号
沖縄県那覇市字国場1182番地６メグミハイツ102
債務者　野村美小枝
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市東町16番12―201号東アパート
債務者　金城　信博（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９２号
沖縄県那覇市具志３丁目５番14―410号ライオンズヒルズ具志
債務者　宮城　佑太
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２９８号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城52番地大城アパート203
債務者　島尻江利香
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２４１号
沖縄県那覇市識名３丁目19番12―403号マンション識名12
債務者　亀梨陽一郎
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５６号
福島県石川郡古殿町大字松川字滝ノ平６番地
債務者　佐川　昭二
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
福島地方裁判所白河支部破産係